

# 旅行条件書（国内募集企画旅行）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面であり、国内旅行の募集型企画旅行契約が成立した場合には、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

標準旅行予約款募集型企画旅行契約の部で定義する用語については、本旅行条件書において同一の意味で用いることとします

## 第1条（募集型企画旅行契約）

1. この旅行は、柏崎交通株式会社（以下「当社」という）が企画・募集し実行する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、旅行内容・条件は募集型企画旅行契約の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の「旅行予約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下募集型企画旅行予約款）という「予約書」によります。

2. 当社は、お客様が「当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けします。

## 第2条（旅行のお申し込みと旅行契約の成立時期）

1. 旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記載し、所定の申込金を添えてお申し込みいただけます。ただし、当社の都合によりお客様にご案内及び承諾いただいた上で、申込金を收受せず契約を成立する場合がございます。（以下、「申込金」につきましては同様の取り扱いとします。）

2. 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申し込み時点では契約は成立しておらず、当社が承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出いただけます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

3. 旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。

4. 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。また、お客様の任意による解除のときは所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないうちは所定の違約料の一部として取り扱います。

5. お申し込みの時点において満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、その旨説明しお客様の承諾を得て「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することとなります。その際「申込書」の提出及び申込金の同額を「預り金」として申し受けます。当社が予約を完了した場合、速やかにその旨を通知いたします。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様から「取消待ち」の解除の申し出があった場合、又はお待ちいただける期限までの結果として予約不可能な場合は「預り金」を全額支払います。

## 第3条（お申し込み条件）

(1) 20才未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。15才未満の方は、保護者のご同意を条件とさせていただきます。

(2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 旅行のお申し込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、医師の診断書を提出していただく場合がございます。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介護者/同伴者の同行などを条件とさせていただきます。この一部について内容を変更させていただきます。またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合がございます。

(4) 当社は、前各号の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、第(1)号及び第(2)号はお申し込みの日から、前号はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(5) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とすると当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はおお客様のご負担となり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

(6) お客様のご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。ただし、別途条件でお受けすることもございます。

(7) 旅程中お客様のご都合により、旅行の行程から離脱された場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず係員にご連絡下さい。

(8) 他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合がございます。

(9) その他企画旅行実施会社の業務上の都合がある時には、お申し込みをお断りする場合がございます。

## 第4条（契約書面と確定書面のお渡し）

1. 当社は旅行契約が成立した場合は、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任を記載した書面（以下、「契約書面」という。）をお客様にお渡しいたします。

2. 契約書面で確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載されていない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日からさかのぼって7日以前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社の手配状況についてご説明いたします。

## 第5条（旅行代金のお支払）

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申し込みされば場合は申し込み時点、又は旅行開始日の当社の指定した日までにお支払いいただきます。一部当社の都合で「2日前までにお支払い」とのご案内をする場合はこの限りではありません。

## 第6条（旅行代金について）

1. 旅行代金は、パンフレット等に掲載されるものとし、当該掲載された代金が、第12条の取消料または違約料、第21条の変更補償金の額を算出する際の基準となります。

2. 参加されるお客様は満12歳以上の方は大人料金、満9歳未満のお客様は無料幼児料金、満3歳以上満6歳未満のお客様は有料幼児料金、満6歳以上満12歳未満の方は子供料金が適用が基準となります。ただし、利用施設や輸送機関等により基準がことなる場合、別途を記載いたしております。

## 第7条（旅行代金に含まれるもの）

(1) パンフレット・ホームページ等に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限りエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、及び消費税等諸税（但し、基準期日現在の公示されているものに限ります）

(2) 添乗員が同行するコースでは、その他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。

上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

## 第8条（旅行代金に含まれないもの）

(1) 前項各号に該当しないものは、旅行代金に含まれないものとします。その一部を以下に例示します。

(2) 旅行行程中の「フリータイム」「自由行動」「自由食」「各自で」「お客様負担」等の記載されている区間の交通費等諸費用

(3) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）

(4) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料

(5) 自宅から発着地等集合・解散時点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(6) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途費用の小旅行）の代金

(7) 基準期間以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税

## 第9条（旅行契約の内容変更）

企画旅行実施会社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他企画旅行実施会社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が企画旅行実施会社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

## 第10条（旅行代金の額の変更）

1. 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額されるときは、その増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加しまたは減少することができるものとします。

2. 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

3. 第1項の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

4. 当社は、前条（旅行契約の内容変更）により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含む）の減少または増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合は除く）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することができるものとします。

5. 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に企画旅行実施会社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することができるものとします。

## 第11条（お客様の交替）

お客様はあらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること（お客様の交替）ができるものとします。この場合、お客様はその旨を連絡するものとし、交替に要する所定の手数料をお支払いいただきます（契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた者が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継することになるので十分にご注意ください）。なお、運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 第12条（取消料）

1. 旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行契約を解除する場合には、旅行代金に対してお一人につき下記の料率で取消料をいただきます。なお、複数人数でご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消日	取消料（お一人）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日～8日前まで （日帰りコースは10日前から）	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日～2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

2. 第5条に規定する旅行代金の支払期日までに旅行代金が支払われないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとみなし、前項に規定する取消料と同額の違約料をいただきます。

3. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、本旅行条件書による旅行全体の解除とみなし、第1項所定の取消料を受取します。

## 第13条（お客様による旅行契約の解除）

1. お客様は、旅行開始前において、契約解除の旨を連絡し、前条に定める取消料を支払うことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

\* 変更・取り消し手続きは、弊営業時間内にお願い致します。時間外及び休日のファクシミリ等の連絡は、翌営業日の取り扱いはとさせていただきますので御了承ください。

2. お客様は、旅行開始前において、次の各号の一に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

(1) 当社によって契約内容が変更された場合。ただし、その変更が第21条（旅程保証）の下表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

(2) 第10条（旅行代金の額の変更）の規定に基づいて旅行代金が増額された場合

(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きい場合

(4) 当社がお客様に対し、第4条第2項に定める期日までに、確定書面を通知しなかった場合

(5) 当社の責に帰すべき事由により、確定書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となった場合

3. お客様のご都合により途中で旅行の行程から離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しを致しません。

4. お客様は旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず確定書面に記載する旅行サービスを受領することができなくなった場合、または当社がその旨を告げた場合は、前条第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

5. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分にかかる金額を、お客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由による場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用にかかる金額を差し引いたものを、お客様に払い戻します。

## 第14条（当社による旅行契約の解除）

1. 旅行開始前において、お客様が第5条に規定する期日までに旅行代金を支払わない場合、当社は旅行契約を解除します。この場合、お客様は、第12条第1項に規定する取消料と同額の違約料を支払うものとします。

2. 当社は、旅行開始前において、次の各号の一に該当する場合、お客様に理由を説明して、旅行契約を解除できるものとします。この場合、既に受取している旅行代金の全額を払い戻します。

(1) お客様が企画旅行実施会社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになった場合

(2) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められた場合

(3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められた場合

(4) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めた場合

(5) お客様の数が最少催行人員に達しなかった場合

(6) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、企画旅行実施会社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しない場合、あるいはそのおそれ極めて大きい場合

(7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、予約内容確認に記載した旅行日程に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きい場合

3. 旅行開始後であっても、当社は、次の各号の一に該当する場合、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

(1) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められた場合

(2) お客様が本旅行条件書の対象となる旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違反、これらの者または同行する他のお客様に対する暴行または脅迫により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合

(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となった場合

- 前項各号に記載した事由で企画旅行実施会社が旅行契約を解除した場合において、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・運料料その他の名目で既に支払い、または支払われなければならない費用がある場合には、これをお客様の負担とします。この場合、当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかる部分から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、またはこれから支払うべき取消料・運料料その他の名目による費用を差し引いた上で払い戻します。
- 当社が第3項の規定に基づいて旅行契約を解除した場合は、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅するものとします。(お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。)

### 第15条(旅行代金の払い戻し)

- 企画旅行実施会社は、第10条(旅行代金の額の変更)の規定により旅行代金を減額した場合、もしくは第13条(お客様による旅行契約の解除)または前条(当社による旅行契約の解除)によりお客様または当社が旅行契約(通信契約を含む)を解除した場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じた場合には、お客様に対し払い戻します。
- 前項の場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては予約内容確認に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内、お客様に対し払い戻すべき額を通じて通知するものとします。

### 第16条(添乗員・旅程管理)

- 当社は旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員」という)を同行させ、第2項に掲げる業務その他該当旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。(1)添乗員の有無は、パンフレット・ホームページ等で明示しております。(2)お客様は旅行開始から旅行終了までの間において団体行動をするときは、旅行を安全かつ円滑するための添乗員の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず団体行動の規律を乱し旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合、旅行の途中であってもそのお客様の以後の契約を解除することがあります。(3)添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。(4)一部コースにつきましては到着時より現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程につきましては添乗員が同行しませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行なっていただきます。(一部コースにつきましては係員が受付、出発のご案内をいたします。)(5)コース名欄に個人旅行と表示のあるものは、添乗員が同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので旅行サービスの提供を受けるための必要な手続きはお客様ご自身でおこなっていただきます。
- 当社はお客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。(1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること(2)前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること

### 第17条(当社の責任)

- 当社は、旅行契約の履行にあたり当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」という)が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内にお客様に旅行実施会社に対して通知があった場合に限りです。
- お客様が次の各号の事由により損害を被られた場合当社は原則として前項の責任を負いません。(1)天災地変、戦乱、暴動(2)運送・宿泊機関等の事故、火災(3)運送・宿泊機関等のサービス提供の中止(4)官公署の命令、伝染病による隔離(5)自由行動中の事故(6)食中毒(7)盗難(8)運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など(9)上記各号のいずれかによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止または目的地滞在時間の短縮(10)その他、企画旅行実施会社または企画旅行実施会社の手配代行者の関与し得ない事由
- 当社は、手荷物について生じた損害については、第1項の規定にかかわらず、損害が発生した翌日から起算して14日以内に通知があった場合に限り、賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社が行う賠償額はお客様1名あたり15万円(企画旅行実施会社の故意または重大な過失がある場合を除きます)を上限とします。

### 第18条(特別補償)

- 当社は、前条第1項(当社の責任)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款別紙の特別補償規程(以下「特別補償規程」といいます)で定めるところにより、お客様が本旅行条件書の対象となる旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命に被られた一定の損害、ならびに手荷物に対する損害について、次の各号のとおり支払います。なお、当社が前条第1項の責任を負うことになった場合は、下記の各号の補償金および見舞金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当されるものとします。(1)死亡補償金として1,500万円(2)入院見舞金として入院日数により2万円～20万円(3)通院見舞金として通院日数により1万円～5万円(4)手荷物にかかる損害補償金として1企画旅行お客様1名あたりにつき最高15万円(ただし、手荷物1個または一対あたり10万円を上限とし、現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、その他特別補償規程第18条第2項に定める品目については補償いたしません。)
- お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スライダービング、スライダー、ハングラライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングラライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものである場合、その他特別補償規程に定める除外事由に該当するときは、企画旅行実施会社は第1項の補償金および見舞金を支払いません。

### 第19条(お客様の責任)

- 当社は、お客様の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合には、お客様に対して被った全ての損害の賠償を請求することができますものとします。
- お客様は、旅行契約を締結するに際し、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

### 第20条(オプションツアーまたは情報提供)

- 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「企画旅行実施会社オプションツアー」といいます)の第18条(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、企画者が当社である旨を明示します。
- オプションツアーの企画・実施者が当社以外である旨を契約書面または確定書面で明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第18条(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います(ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨契約書面または確定書面に記載した場合を除きます。)、が、それ以外の責任を負いません。また、当該オプションツアーの企画・実施者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該企画・実施者の定めに拠ります。
- 当社は、契約書面等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第18条の特別補償規程を適用します(但し、当該スポーツ等のご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつその旨を契約書面または確定書面に記載した場合を除きます。)、が、それ以外の責任を負いません。

### 第21条(旅程保証)

- 当社は、下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(以下の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除く)費用を除く)が発生した場合、旅行代金に下表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了後の翌日から起算して30日以内に、お客様に対して支払います。ただし、当該変更について当社に第17条の規定に基づき責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いいたします。(1)次に掲げる事由による変更
  - [1]天災地変
  - [2]戦乱
  - [3]暴動
  - [4]官公署の命令
  - [5]運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止
  - [6]当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - [7]旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
- 第13条(お客様による旅行契約の解除)または第14条(当社による旅行契約の解除)に基づき旅行契約が解除された部分にかかる変更
- 前項の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に当社の定める率(15%)を乗じて得た額を上限とします。また、一つの旅行契約につき支払うべき変更補償金の額がお客様一人あたり1,000円未満である場合は、変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことができるものとします。

- 第13条(お客様による旅行契約の解除)または第14条(当社による旅行契約の解除)に基づき旅行契約が解除された部分にかかる変更
- 前項の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に当社の定める率(15%)を乗じて得た額を上限とします。また、一つの旅行契約につき支払うべき変更補償金の額がお客様一人あたり1,000円未満である場合は、変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことができるものとします。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
[1]契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2]契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
[3]契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限る)	1.0%	2.0%
[4]契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
[5]契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6]契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
[7]契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
[8]契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9]前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- (注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3)1件とは、運送機関の場合1乗車船などごとに、宿泊期間の場合1泊ごとに、その他旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件とします。
- (注4)[3]または[4]に掲げる変更にかかる運送期間が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- (注5)[4]に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注6)[4]、[7]または[8]に掲げる変更が一乗車船等または一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等または一泊につき一件として取り扱います。
- (注7)[9]に掲げる変更については、[1]から[8]までの率を適用せず、[9]によります。

### 第22条(国内旅行保険への加入)

国内旅行中に病気や怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあり、また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があるので、これらを担保するために、お客様自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

### 第24条(旅行条件・旅行代金の基準日)

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、パンフレット・ホームページ等に明示した日とします。

### 第25条(個人情報の取扱い)

- 当社はお申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において該当期間に提出いたします。
- 当社、当社が提携する企業が取扱ひ商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗でご確認下さい。

2023年2月

### 【旅行企画・実施】

新潟県知事登録第2-142

新潟県柏崎市東本町3-1-37

柏崎交通株式会社 旅行センター

(一社)全国旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者 金澤 恵太

(お客様のご依頼がある場合には、上記の者が説明を行います。)

以上